

○厚生労働省告示第二百十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年五月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
I (略)			I (略)		
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格		
001～132 (略)			001～132 (略)		
133 血管内手術用カテーテル			133 血管内手術用カテーテル		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) 下大静脈留置フィルターセット			(4) 下大静脈留置フィルターセット		
① 標準型		172,000 円			
② 特殊型		177,000 円			
(5)～(22) (略)			(5)～(22) (略)		
134～191 (略)			134～191 (略)		
III～VIII (略)			III～VIII (略)		
IX 経過措置			IX 経過措置		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
129 補助人工心臓セット	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	152,000 円	129 補助人工心臓セット	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	152,000 円
(1) 体外型			(1) 体外型		
② 小児用			② 小児用		
ク カニューレエクステンションセット			ク カニューレエクステンションセット		
(承認番号)			(承認番号)		
22700 B Z X 00179000			22700 B Z X 00179000		
130 心臓手術用カテーテル	平成 29 年 3 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	244,000 円	(新設)	(新設)	(新設)
(3) 冠動脈用ステントセット					
④ 生体吸収・再狭窄抑制型					
(承認番号)					
22800 B Z X 00406000					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)